

基発0412第14号  
平成25年4月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第141号)が本日公示され、本年7月1日から適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 第1 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)の規定により、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第7第6号に規定される建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの(以下「車両系解体用機械」という。)については、厚生労働大臣が定める規格に適合したものでなければ譲渡等が禁止されるとともに、その運転の業務に従事する労働者は、一定の技能講習を修了した者又は特別教育を受けた者に限定されている。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)による労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の一部改正により、令別表第7第6号2の解体用機械として、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機が規定されることに伴い、これらの機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの(以下単に「鉄骨切断機等」という。)が適合しなければならぬ規格や、その運転の業務に従事する労働者に対する技能講習、特別教育の内容を規定したものである。

#### 第2 細部事項

- 1 安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)

- (1) 労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が3トン未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるブレーカ（以下単に「ブレーカ」という。）の運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種の車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。  
（第11条の3関係）
- (2) 具体的には、次のとおり改めたこと。
  - ア 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の教育時間を0.5時間増加させて2.5時間としたこと。
  - イ 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識」の教育時間を0.5時間増加させて1.5時間としたこと。  
なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。
  - ウ 実技教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作」の教育時間を1時間増加させて3時間としたこと。
- (3) 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、引き続き、機体重量3トン未満のブレーカの運転の業務に従事させることができること。
- (4) 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に従事させる場合には、(2)のとおり拡充された内容についての教育が必要であること。

2 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の（昭和47年労働省令第113号）の一部改正関係

- (1) 労働安全衛生規則別表第3の「令第20条第12号の業務のうち令別表第7第6号2に掲げる建設機械の運転の業務」の項第2号の厚生労働大臣が定める者として、次の者を定めたこと。なお、同項第1号には、平成25年7月1日以後に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者が規定されていること。
  - ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に規定する普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によって行われるものを除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

- イ 能開法に規定する普通職業訓練のうち、能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行われるものを除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者
  - ウ 平成4年改正前の能開法に規定する準則訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者
  - エ 平成4年改正前の能開法に規定する能力再開発訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者
- (2) ア～エの訓練を実施する者で、厚生労働省労働基準局長の指定を受けようとするものは、当該訓練が、車両系建設機械（解体用）運転技能講習と同等以上の知識及び技能を付与するものであることを証する書面を添えて、厚生労働省労働基準局長あて申請する必要があること。

### 3 車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）の一部改正関係

#### (1) 安定度（第4条関係）

- ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の後方安定度の要件を規定したこと。
- イ 解体用つかみ機（特定解体用機械に該当するものを除く。）は、予測以上の荷重がかかることによる転倒の危険があるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメント値の1.33倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。
- ウ ブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上である解体用機械（以下「特定解体用機械」という。）は、重心が高く、特に転倒しやすい構造であるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメントの値の1.5倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。
- エ 第4項及び第5項の「転倒支点」は、ブーム及びアームが向けられている側の全ての転倒支点をいうこと。
- オ 第4項の前方安定度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）A8340-4の4.6.4.2で引用される国際規格ISO10567-2007により求めること。
- カ 第5項の前方安定度は、JISA8340-4附属書JC.6.1.1により求めること。

キ 本条第6項において読み替えて準用する第3項第1号中「前方安定に関し最も不利となる状態」とは、第4項の適用については、解体用つかみ機のブーム及びアームを水平にした状態を、第5項の適用については、ブーム及びアームを水平方向に最大限伸ばした状態をいうものであること。

ク ブーム及びアームの長さの合計が12メートル未満の解体用機械であっても、第5項の前方安定度を確保できる範囲で、ブーム及びアームを動かすことができる範囲（作業範囲）を設定すること。

(2) 作業装置用ブレーキ（第6条関係）

鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の作業装置用ブレーキの要件を規定したこと。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる解体用機械は、本条の作業装置用ブレーキを備えなくても差し支えないこと。

(3) 運転室（第9条）

ア 第4項は、ブレーカの運転室の前面のガラスについて、強化ガラス以外の安全ガラスの使用が認められる趣旨を明らかにするため、改正を行ったものであること。

イ 第4項の「安全ガラス」には、JISR3211（自動車用安全ガラス）に定める合わせガラス又は強化ガラスの規格に適合するもの、及び JISR3206（強化ガラス）に定める規格に適合するものが含まれること。

ウ 第5項は、鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機については、作業時に解体物やその破片が運転室に飛来するおそれがあることから、運転室の前面に安全ガラスを使用することに加え、その前面に物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならないとしたものであること。

エ 第5項の「物体の飛来による危険を防止するための設備」は、アタッチメントの動力、想定される作業の対象物の構造、性質、想定される機械本体と作業の対象物との距離を勘案し、最も危険性の高い飛来物から労働者を保護することのできるものをいうこと。

(4) アーム等の昇降による危険防止設備（第11条関係）

ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様のアーム等の昇降による危険防止設備の要件を規定したこと。

イ 「アーム等」の「等」には、ブームが含まれること。

(5) 自動停止装置等（第13条の2関係）

ア 作業範囲（安定を確保する観点から定められた、ブーム及びアームを動かすことができる範囲）を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある特定解体用機械には、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装

置又は運転者に注意を喚起するための警音を発する装置を備えているものでなければならないとしたこと。なお、作業範囲を超えてブーム又はアームを操作することは、労働安全衛生規則第163条により禁止されていること。

イ 「安定度等」の「等」には、構造、材料、ブーム及びアームの長さが含まれること。

ウ 「作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある」とは、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造であることをいうこと。

エ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であつて、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造のものについては、本条の装置を備えていることが望ましいこと。

(6) 逆止め弁 (第14条関係)

ア 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、原則として、油圧ホースの破損や接続部からの油漏れによる油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならないとしたこと。

イ 「急激な降下等」の「等」とは、急激な収縮をいうこと。

ウ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であつて、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できないものについては、「逆止め弁」を備えたものとする。

(7) 表示 (第15条関係)

ア 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、当該アタッチメントの重量及び装着することのできるアタッチメントの重量が運転者の見やすい位置に表示されているもの、又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類を備え付けたものでなければならないとしたこと。

イ 本条の表示について、運転者が必要な事項を容易に確認できる書類を備え付けることにより代替できることとしたこと。

ウ 運転者が容易に確認できる書類の備付けの方法には、必要事項を記載した書類を運転席周辺の書類入れに入れておくことが含まれること。

4 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成2年労働省告示第65号)の一部改正関係

(1) 労働者の就業が制限される業務として、機体重量3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務が追加されたことに伴い、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合

- 計4機種 of 車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。
- (2) 一般の技能講習の範囲及び時間について、次のとおり改めたこと。
- ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。
  - イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加え、その講習時間を1時間増加させて3時間としたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。
  - ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。
- (3) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等に関する特例について、次のとおり改めたこと。
- ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと。
  - イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加えたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。
  - ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと
- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法とショベル系建設機械施工法のいずれをも選択しなかったもの、又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者については、これまで一部の講習科目の受講を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。
- (5) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの、又は2級の技術検定で第2種の種別に該当するものに合格した者については、これまで技能講習の全部を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。
- (6) 講師の要件については、平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する

法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」(以下「基発第 0319009 号通達」という。)の別添 6 の 34 に示したとおりであること。

(7) 第 2 条第 2 項の表の「走行の操作」の科目の「定められたコース」については、昭和 47 年 10 月 30 日付け基発第 703 号「安全関係技能講習規程の施行について」(以下「基発第 703 号通達」という。)の第 12 の 2 の (1) を準用すること。

(8) 第 2 条第 2 項の表の「作業のための装置の操作」の科目については、次のア及びイをそれぞれ行うこと。

ア ブレーカ

① 「定められた方法」とは、次の (ア) から (ウ) までの操作を組み合わせを行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) ブレーカユニットの伸ばしと抱込みの操作

(ウ) 旋回及びタガネを作業点へ移動させる操作

② 基本操作のほか、コンクリート柱、壁等立体物及びコンクリート床等平面体の解体作業のための装置の操作を行わせること。

イ 解体用つかみ機

① 「定められた方法」とは、次の (ア) から (ウ) までの操作を組み合わせを行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) つかみ具の開閉の操作

(ウ) 対象物をつかみ、持ち上げて旋回し、所定の位置に置く操作

② 基本操作のほか、解体用つかみ機による木造工作物等立体物の解体作業のための装置の操作を行わせること。

(9) 実技講習に使用する機械は次のものとする。

ア 「走行の操作」については、ショベル系建設機械であればブレーカ又解体用つかみ機以外のものでも差し支えないこと。また、タイヤ式又はクローラ式のいずれでもよいこと。

イ 「作業のための装置の操作」については、タイヤ式又はクローラ式のブレーカ(ドラグ・ショベルのバケットをブレーカユニットに交換したもので差し支えない。)及び解体用つかみ機(ドラグ・ショベルのバケットを解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。)を使用すること。

ウ 使用する車両系建設機械は、機体重量が 5 トン以上のものとする。

(10) 修了試験の実施については、平成 2 年 9 月 26 日付け基発第 586 号「床上操作式クレーン運転技能講習規程、小型移動式クレーン運転技能講習規

程、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程、不整地運搬車運転技能講習規程及び高所作業車運転技能講習規程の施行について」（以下「基発第 586 号通達」という。）の第 1 の 3 によること。ただし、一部の講習科目の受講が免除されている者については、受講者が受講した各科目の点数の合計をもって満点とし、合格は、各科目の得点が、各科目の配点の 40% 以上であって、かつ、得点の合計が、受講者が受験した科目の配点の合計点の 60% 以上である場合とすること。

(11) 学科試験における各科目の配点は、次のとおりとすること。

- ア 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 30 点
  - イ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 30 点
  - ウ 運転に必要な一般的事項に関する知識 20 点
  - エ 関係法令 20 点
- 合計 100 点

(12) 実技試験については、基発第 703 号通達の第 12 の 3 の (2) を準用して行うこと。この場合の実技試験採点表は、別表によること。

## 5 附則関係

(1) この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から適用すること。（附則第 1 条）

(2) 改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（附則第 3 条関係）

## 第 3 関係通達の一部改正

### 1 基発第 586 号通達の一部改正

基発第 586 号通達の第 4 の 2 及び 3 を次のように改めること。

#### 2・3 削除

### 2 基発第 0319009 号通達の一部改正

基発第 0319009 号通達の別添 5 の 6 の (2) 「ブレーカ（ドラグ・ショベルにブレーカユニットを装着したもので差し支えない。）」を「ブレーカ及び解体用つかみ機（ドラグ・ショベルのアタッチメントをそれぞれブレーカユニット及び解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。）」に改正すること。

実技試験採点表（車両系建設機械（解体用））

試 験 項 目		配点	減点	得点
1 走行 の た め の 操 作	(1) 車体 車体周囲確認点検（確認姿勢、確認位置等）	2		
	(2) 乗車 乗車方法等（乗車姿勢、乗車位置、飛び乗り等）	2		
	(3)-① エンジン始動前 乗車後の周辺安全確認 つかみ具の位置確認 操作レバー位置確認	4		
	(3)-② エンジン始動 エンジン始動の円滑さ			
	(3)-③ エンジン始動後 各計器の指度状態確認 警告ランプ、警報ブザー状態確認			
	(4) 発進 発進前の周辺安全確認 作業装置レバーの再確認（レバーの中立又は保持状態） 発進のための各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円滑さ（各機種に対応したもの）	4		
	(5) 走行 前方の安全状態確認 カーブ走行又は傾斜地走行の円滑さ 屈折走行の円滑さ 方向変換の円滑さ（徐行を含める。） 変速操作の的確、円滑さ 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 適正速度の確保 コース内の走行（離脱）	18		
	(6) 停止 一時停止位置の確保 駐車ブレーキの作動 変速レバー、燃料調整レバー等の一連のレバー、ハンドル、ペダル類の操作位置 操作の円滑さ	4		
(7) 下車 下車方法等	2			
(8) 移送のための積みおろし 各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円滑さ	4			

	滑さ 積込みのための登板の円滑さ 積おろしの降板中の円滑さ 登降板中の車体位置の適否 登降板後の車体位置の適否			
	小 計	40		
2 作 業 の た め の 装 置 の 操 作	(1) つかみ位置までの発進、待機 発進前の周辺安全再確認 走行レバー、ハンドル、ペダル類の操作の円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作 （アウトリガーの張り出し操作の的確、円滑さ）	8		
	(2) つかみ準備作業 前方の安全状態確認 旋回操作の的確、円滑さ ブーム操作の的確、円滑さ アーム操作の的確、円滑さ つかみ具の位置とつかみ箇所的位置の的確さ	16		
	(3) つかみ上げ及び移動の作業 つかみ具作動ペダル、レバー操作の的確、円滑さ 物をつかみ上げ、放す位置の的確さ つかみ上げの状況と周辺の注意	12		
	(4) つかみ位置からの後退と停止 後退前の周辺安全再確認 （アウトリガーの格納操作の的確、円滑さ） 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作	4		
	小 計	40		
3 そ の 他	所要時間（標準時間（ ）分オーバー） 作業態度 その他	20		
	小 計	20		
	計	100		

○安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示 新旧対照条文  
 一 安全衛生特別教育規程(昭和四十七年労働省告示第九十二号) (抄)

改 正 案

(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育) 第十一条の三 (略)			
2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。			
科 目	範 囲	時 間	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。			
科 目	範 囲	時 間	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

(小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育) 第十一条の三 (略)			
2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。			
科 目	範 囲	時 間	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。			
科 目	範 囲	時 間	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

小型車両系建設 機械（解体用） の作業のための 装置の操作	基本操作 定められた方法による 基本施工及び応用施工	三時間
小型車両系建設 機械（解体用） の作業のための 装置の操作	基本操作 定められた方法による 基本施工及び応用施工	二時間

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇五（略）</p> <p>六 安衛則別表第三令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p> <p>七 安衛則別表第三令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務の項第三号の厚生労働大臣が定める者及び同表令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>イ 能開法第二十七條第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者</p> <p>ロ 能開法第二十七條第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>八〇十一（略）</p>	<p>一〇五（略）</p> <p>六 安衛則別表第三令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者は、建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第一種又は第三種から第六種までの種別に該当するものに合格した者とする。</p> <p>七 安衛則別表第三令第二十條第十二号の業務のうち令別表第七第六号の建設機械の運転の業務の項第三号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（新設）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八〇十一（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>第四条 掘削用機械（履带式のものを除く。）及び解体用機械（履带式のものを除く。）は、次に定めるところに適合する後方安定度を有するものでなければならない。</p> <p>一 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該解体用機械の走行方向とが直角となるとき          当該ブーム、アーム等が向けられている側の全ての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該解体用機械の機械総重量の値の十五パーセント以上の値であること。</p> <p>二 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該解体用機械の走行方向とが一致するとき          当該ブーム、アーム等が向けられている側の全ての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該解体用機械の機械総重量の値の十五パーセントの値に平均輪距を軸距で除した値を乗じて得た値以上の値であること。</p> <p>2 履带式の掘削用機械及び履带式の解体用機械は、ブーム、アーム等が向けられている側の全ての転倒支点にかかる荷重の値の合計が当該掘削用機械又は当該解体用機械の機械総重量の値の十五パーセント以上の値となる後方安定度を有するものでなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する後方安定度の計算は、当該掘削用機械又は当該解体用機械が次の状態にあるものとして行うものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 アウトリガーを有する掘削用機械又は解体用機械にあつては、当該アウトリガーを使用しない状態</p> <p>4 解体用つかみ機（次項の特定解体用機械に該当するものを除く</p>	<p>第四条 掘削用機械（履带式のものを除く。）及びブレイカ（履带式のものを除く。）は、次に定めるところに適合する後方安定度を有するものでなければならない。</p> <p>一 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該ブレイカの走行方向とが直角となるとき          当該ブーム、アーム等が向けられている側のすべての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該ブレイカの機械総重量の値の十五パーセント以上の値であること。</p> <p>二 ブーム、アーム等の長手方向の中心線を含む鉛直面と当該掘削用機械又は当該ブレイカの走行方向とが一致するとき          当該ブーム、アーム等が向けられている側のすべての転倒支点にかかる荷重の値の合計が、当該掘削用機械又は当該ブレイカの機械総重量の値の十五パーセントの値に平均輪距を軸距で除した値を乗じて得た値以上の値であること。</p> <p>2 履带式の掘削用機械及び履带式のブレイカは、ブーム、アーム等が向けられている側のすべての転倒支点にかかる荷重の値の合計が当該掘削用機械又は当該ブレイカの機械総重量の値の十五パーセント以上の値となる後方安定度を有するものでなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する後方安定度の計算は、当該掘削用機械又は当該ブレイカが次の状態にあるものとして行うものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 アウトリガーを有する掘削用機械又はブレイカにあつては、当該アウトリガーを使用しない状態</p> <p>（新設）</p>

（）は、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が $1 \cdot 33$ 以上である前方安定度を有するものでなければならない。

5 ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械（第十三条の二及び第十四条第二項において「特定解体用機械」という。）は、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が $1 \cdot 5$ 以上である前方安定度を有するものでなければならない。

6 第三項の規定は、前二項に規定する前方安定度の計算について準用する。この場合において、第三項第一号中「後方安定」とあるのは「前方安定」と、同項第二号中「状態」とあるのは「状態（解体用つかみ機にあつては、その構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をかけた状態）」と読み替えるものとする。

（作業装置用ブレーキ）

第六条 掘削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車及び解体用機械の巻上げ装置、ブーム、アーム等を起伏させるための装置（以下「起伏装置」という。）及びブーム、アーム等を伸縮させるための装置（以下「伸縮装置」という。）は、これらの装置の作動を制動するためのブレーキを備えているものでなければならぬ。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる掘削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車又は解体用機械の巻上げ装置、起伏装置又は伸縮装置については、この限りでない。

2 前項のブレーキは、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一・二（略）

三 人力によるブレーキ以外のブレーキにあつては、動力が遮断

（新設）

（新設）

（作業装置用ブレーキ）

第六条 掘削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車及びブレーカの巻上げ装置、ブーム、アーム等を起伏させるための装置（以下「起伏装置」という。）及びブーム、アーム等を伸縮させるための装置（以下「伸縮装置」という。）は、これらの装置の作動を制動するためのブレーキを備えているものでなければならぬ。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる掘削用機械、基礎工事用機械、コンクリートポンプ車又はブレーカの巻上げ装置、起伏装置又は伸縮装置については、この限りでない。

2 前項のブレーキは、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一・二（略）

三 人力によるブレーキ以外のブレーキにあつては、動力がしや

3 されたときに自動的に作動するものであること。  
(略)

(運転に必要な視界等)

第九条 車両系建設機械は、運転者が安全な運転を行うことができる視界を有するものでなければならない。

2・3 (略)

4 ブレーカの運転室は、その前面に、安全ガラスを使用し、又は物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならない。

5 鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機の運転室は、その前面に、物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならない。

(アーム等の昇降による危険防止設備)

第十一条 トラクター・ショベル、ザリ積機、ドラグ・ショベル及び解体用機械で、運転者席の中心から左右それぞれ七百ミリメートル以内においてアーム等が昇降し、当該アーム等と運転者席、車体等との間に運転者が挟まれるおそれのあるものは、運転者の危険を防止するため、囲い等の設備を備えているものでなければならない。

(作業範囲を超えたときの自動停止装置等)

第十三条の二 特定解体用機械(作業範囲(当該特定解体用機械の安定度等に応じて定められた、ブーム及びアームを動かすことができる範囲をいう。以下この条において同じ。)を超えてブーム又はアームが操作されるおそれのあるものに限る。)は、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発する装置を備えているものでなければならない。

3 断されたときに自動的に作動するものであること。  
(略)

(運転に必要な視界等)

第九条 車両系建設機械は、運転者が安全な運転を行なうことができる視界を有するものでなければならない。

2・3 (略)

4 ブレーカの運転室は、その前面に、強化ガラスを使用し、又は物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならない。

(新設)

(アーム等の昇降による危険防止設備)

第十一条 トラクター・ショベル、ザリ積機、ドラグ・ショベル及びブレーカで、運転者席の中心から左右それぞれ七百ミリメートル以内においてアーム等が昇降し、当該アーム等と運転者席、車体等との間に運転者がはさまれるおそれのあるものは、運転者の危険を防止するため、囲い等の設備を備えているものでなければならない。

(新設)

(安全弁等)

第十四条 (略)

2| 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、当該油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならぬ。ただし、第六条第二項第一号及び第三号に適合するブレイキ（人力によるブレイキを除く。）を備えているものにあつては、この限りでない。

(表示)

第十五条 車両系建設機械は、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。ただし、第七項の表の上欄に掲げる車両系建設機械以外の車両系建設機械にあつては第四号、コンクリートポンプ車にあつては第五号から第七号まで、ローラー及びレール上を走行する車両系建設機械にあつては第七号に掲げる事項が表示されていないもの又は当該事項に係る書類が備え付けられていないものでも差し支えない。

一〜七 (略)

2| バケツト、ジツパー等を有する車両系建設機械は、前項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に当該バケツト、ジツパー等の容量又は最大積載重量が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。

3| 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械は、第一項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、

運転者の見やすい位置に当該アタッチメントの重量及び装着することができアタッチメントの重量が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているもの

(安全弁)

第十四条 (略)

(新設)

(表示)

第十五条 車両系建設機械は、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならない。ただし、第六項の表の上欄に掲げる車両系建設機械以外の車両系建設機械にあつては第四号、コンクリートポンプ車にあつては第五号から第七号まで、ローラー及びレール上を走行する車両系建設機械にあつては第七号に掲げる事項が表示されていないものでも差し支えない。

一〜七 (略)

2| バケツト、ジツパー等を有する車両系建設機械は、前項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に当該バケツト、ジツパー等の容量又は最大積載重量が表示されているものでなければならない。

(新設)

の でなければならぬ。

4| くい打機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならぬ。

一、四 (略)

5| くい抜機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならぬ。

一、二 (略)

6| コンクリートポンプ車は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に最大吐出量及び最大吐出圧力が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならぬ。

7| (略)

3| くい打機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならぬ。

一、四 (略)

4| くい抜機は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に次の事項が表示されているものでなければならぬ。

一、二 (略)

5| コンクリートポンプ車は、第一項各号に掲げる事項のほか、運転者の見やすい位置に最大吐出量及び最大吐出圧力が表示されているものでなければならぬ。

6| (略)

四 車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成二年労働省告示第六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（講習科目の範囲及び時間）  
 第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

（講習科目の範囲及び時間）  
 第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
（略）	（略）	（略）
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的な作業方法	五時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート 造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	三時間
（略）	（略）	（略）

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
（略）	（略）	（略）
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	五時間

講習科目	範囲	講習時間
（略）	（略）	（略）
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的な作業方法	四時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート 造の工作物等の種類及び構造 土木施工の方法	二時間
（略）	（略）	（略）

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
（略）	（略）	（略）
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	四時間

(講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
(略)	(略)

(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等に関する特例)

第四条 安衛則別表第三の令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者(次項に規定する者を除く。)に対する技能講習は、第二條の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱及び作業方法	車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取	二時間

(講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクタ一系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識 関係法令 走行の操作
(略)	(略)

(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者等に関する特例)

第四条 安衛則別表第三の令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項各号に掲げる者に対する技能講習は、前二條の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱及び作業方法	車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取	一時間

に関する知識	扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	三十分
（略）	（略）	（略）
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	二時間

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定（次項において「建設機械施工技術検定」という。）のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号（次項において「建設省告示」という。）に定められた第二種の種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	一時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等	三十分

（新設）

に関する知識	扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造の工作物等の種類及び構造 土木施工の方法	三十分
（略）	（略）	（略）
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	一時間

関係法令	の種類及び構造 建設施工の 法	
作業のための装 置の操作	労働安全衛生法、令及び安衛則 中の関係条項 基本操作 定められた方法によ る基本施工及び応用施工	三十分 一時間

建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で  
 実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショ  
 ベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術  
 検定で建設省告示に定められた第四種から第六種までの種別に該  
 当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にか  
 かかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし  
 、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下  
 欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装 置の構造、取扱 い及び作業方法 に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種 類及び用途 作業装置及び作業 に関する附属装置の構造及び取 扱いの方法 車両系建設機械（ 解体用）による一般的作業方法	五時間
運転に必要な一 般的事項に関す る知識	車両系建設機械（解体用）の運 転に必要な力学 コンクリート 造、鉄骨造又は木造の工作物等 の種類及び構造 建設施工の方 法	三十分
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則 中の関係条項	三十分
作業のための装 置の操作	基本操作 定められた方法によ る基本施工及び応用施工	五時間

（新設）

